

「第8回札幌市共同住宅ごみ排出マナー改善対策連絡協議会」会議録

I 開催日時・場所

日 時：平成27年11月25日（水）10：00～11：45

場 所：さっぽろテレビ塔2階会議室「すずらん」

出席者：全国賃貸住宅経営者協会連合会 北海道支部 高橋事務局長
（公社）全日本不動産協会 北海道支部 伊藤事務局長
（公社）北海道住宅建物取引業協会 徳野課長
（公社）北海道マンション管理組合連合会 町田事務局長
（一社）マンション管理業協会 北海道支部 富永事務局長
（株）アパマンショップリーシング 井上様
（株）常口アトム 武藤マネージャー 鹿田マネージャー
（株）ビックサービス 高橋係長 山本係長
環境局 環境事業部 新津清掃事業担当部長 江連業務課長
成田中央清掃事務所長 村田白石清掃事務所長
消防局 予防部 齋藤予防課長

II 会議概要

1 開会（札幌市から）

- 本日は、共同住宅ごみ排出マナー改善対策連絡協議会に、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。
会の開催に先立ちまして、札幌市環境局清掃事業担当部長の新津から、ご挨拶申し上げます。

2 あいさつ（札幌市から）

- 本日、お集まりの皆様方におかれましては、日頃から札幌市の清掃行政、とくに家庭から出るごみの適正排出、適正分別の啓発にご尽力いただいていることに、この場お借りしまして、厚くお礼を申し上げます。また、前回の当協議会の開催が、平成24年度でありました。前回の開催から3年も空いてしまったことに対しまして、お詫びを申し上げる次第です。
- 当協議会のメンバーは、札幌市、不動産関係団体、共同住宅の管理会社が一堂に会しまして、排出マナーの向上を図り、住居環境の良好な環境を確保することを目的に立ち上げた会でございます。
- 当協議会は平成21年2月に設立されました。その当時のごみステーション数は、約35,000弱ございますが、現在では約1万か所以上増えておりまして、10月末現在、

最新の数字ですが 46,411 か所になっております。この増加した 1 万か所のほとんどが共同住宅の専用ステーションでございます。このような中でありますが、皆様方のご協力もありまして、不適正に排出されているごみステーションの割合自体は、減少している状況であります。しかしながら、本市に寄せられる清掃に関する要望、苦情等つきましては、やはり一番多いのが、ごみステーションの関係でございます。排出マナーの問題につきましては、本市のみならず、皆様方にとっても、共通の課題ではないかと思っております。今後におきましては、今まで以上に協力、そして、連携しながら、対応していく必要があると感じております。

- 最後に本市のごみ処理計画の話をして終わりにしたいと思います。札幌市の「スリムシティ計画」ですが、平成 20 年度に策定され、その翌年には、有料化を含む「新ごみルール」を導入しています。それに伴い、市民の方々の協力を得られまして、ごみ量は大幅に減量、そして、篠路清掃工場の廃止、埋立地の延命化など、大きな成果を上げることができました。
- 昨年 3 月には、この計画を改定いたしまして、目標達成したこともあるのですが、さらに高い減量目標を策定いたしました。具体的に言いますと、1 人 1 日当たり家庭から出る廃棄ごみ量、過去の最低が平成 22 年度の 404 g でございました。今回の改定によりまして、目標を 380 g に策定しました。高い目標ですが、これを達成しますと政令都市では広島、京都を抜いて、1 位になりますので、何とか努力していきたいと思っております。併せて、古着や小型家電の拠点回収などの施策も新たに展開している次第でございます。これらの施策につきましては、後ほど報告事項の中でお伝えさせていただきたいと思っております。
- 最後になりますが、引き続き、排出マナー向上に向けまして、ご協力をお願い申し上げますとともに、皆様方のご健勝をご祈念申し上げます、あいさつとさせていただきます。本日は、よろしくお願い申し上げます。

3 自己紹介

- 今回は前回の開催から多少時間が空いてしまったので、自己紹介をお願いしたいと思います。
- 札幌市から順次、不動産関係団体 5 団体、共同住宅管理会社 3 社の出席者の自己紹介が行われた。

4 役員選任

- まず、最初に規約に基づきまして、役員の選任を行わせていただきたいと思います。規約第 5 条、第 6 条をご覧になっていただきますと、第 5 条で会長 1 名、副会長 2 名を互選により選任することになっていまして、また、第 6 条で任期は 2 年となっています。前回開催から 2 年以上経過していますので、改めて選任するという形にさせていただきます。
- まず、会長の選任ですが、互選となりますが、よろしいでしょうか。（異議なしの

意思表示あり）特に推薦がなければ、「札幌市」の方で引き続き担わせていただくことでよろしいでしょうか。（承諾の意思表示あり）

- 続きまして、副会長2名の選任になりますが、推薦などありますでしょうか。

推薦がなければ、今までも不動産関係団体から1名、管理会社から1名と選任させていただいておりますので、宅建協会さん、常口アトムさんをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。（承諾の意思表示あり）

- それでは、

会 長 札幌市

副会長 （公社）北海道宅地建物取引業協会 ㈱常口アトム

となりましたので、よろしくお願いいたします。

5 報告事項

- 引き続き、札幌市で議事進行をさせていただきます。それでは、続きまして「報告事項」になります。家庭ごみに関してですが、排出マナーの向上、きめ細やかな収集サービス、更なるごみの減量に向けて取り組んでいるところでありますが、現状の紹介も兼ねまして、最近、充実化した事業、あるいは新規に開始した事業について、それぞれ担当の者から説明させていただきたいと思います。

- ① さわやか収集（業務課より）

札幌市では、平成21年7月から家庭ごみの排出支援として、介護保険サービスや障害福祉サービスを利用している方でごみステーションにごみを排出することができない方を対象に清掃事務所の職員が自宅に訪問して、ごみを収集する「さわやか収集」を開始いたしました。

また、平成26年7月から要件を緩和するとともに、希望する方には収集の都度、声掛けによる安否確認を行うなど、より充実した全市実施を行っております。

対象要件でございますが、家庭から出るごみをご自身で排出することや大型ごみを家の中から運び出すことが困難な方で、親族や近隣住民、地域ボランティアなどによる支援が受けられない方で、次の3点からいずれに該当する方、なお、2人以上の世帯の場合は、世帯全員が要件に該当することが必要となっています。まず、1点目でございますが、介護保険の要介護2、または、障害福祉サービスの障害程度区分3以上、2点目でございますが、介護保険要支援1、2または要介護1か障害福祉サービスの障害程度区分1、2で本人または世帯内のどなたかお一人がホームヘルプサービスを利用していることが条件となっております。また、3点目でございますが、障害福祉サービスの同行援護を利用していることとなっています。3点目の「同行援護」というのは、中々聞き慣れないことと思いますので、補足説明させていただきます。視覚障害をお持ちの方で外出にかかる支援などは障害認定を受けずに利用することができるホームヘルプサービスの一つとなっております。

次に支援の内容ですが、燃やせるごみなどの生活ごみについては、週に1回、玄関先まで収集することとなっています。共同住宅についても、上層階の方まで伺うこと

も可能となっています。また、大型ごみについてですが、家の中から運び出しをして、収集しますが、一度に8点までとなっています。

また、希望者には安否確認としてごみを収集する職員が声掛けも行っております。利用世帯についてございますが、要件緩和前の平成26年3月末時点全市で734世帯、要件緩和から1年後の平成27年3月末時点で2,498件になり、約3.4倍に増えて、また、直近の10月末においても2,862世帯、さらに利用世帯が増えています。

最後になりますが、申込先についてでございます。燃やせるごみなどの生活ごみについては各区を担当する清掃事務所、大型ごみについては大型ごみ収集センターで受け付けております。ぜひ、この取り組みについては、入居者の方や皆様方の身近に該当する方がいらっしゃいましたら、お知らせしていただくようお願いしまして、「さわやか収集」の説明を終わらせていただきます。

② 集団資源回収・古着回収（ごみ減量推進課より）

まず、集団資源回収について、説明させていただきます。各管理組合などで実施していただいている集団資源回収ですが、平成23年度をピークに減少傾向にありまして、回収量については減少傾向にあるところなのですが、紙の減少などもありまして減少についてはやむを得ない部分もあるのですが、ごみステーションに出されているごみの組成調査の中で、246,000tの資源回収の対象物が含まれています。

平成27年度の回収量から回収量増加に向けた取り組みとして、インセンティブ制度を導入しています。これにつきましては、平成26年度と比較して、全体回収量が増えた部分につきましては、増加分に対し、1kg当たり3円、回収量の少ない銀、金属、メモリーにつきましてはこの3品の増加分に対し、1kg当たり7円のインセンティブになる制度であります。これは、各実施団体様の連絡先になっているところに記帳させていただいていますが、あらためまして、この際に、今回、お配りしている資料を管理しているマンションの掲示板に貼っていただいて、回収量の増加にご協力していただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、集団資源回収が実施できない賃貸マンションなど古紙回収モデル事業として、今日出席していただいている常口アトム様にご協力いただきまして、マンションにチラシなどを入れるボックスを設置していただき、あわせて、新聞、雑誌、ダンボールの置く場所を検討していただきながら回収しています。

なお、賃貸マンションなどで入居者が頻繁に入れ替わったりする地域などが結構多くて、その場合は集団資源回収実施団体になれませんし、町内会加入率も低いということで、集団回収にも出せないという地域がありましたら、ごみ減量推進課までご連絡いただければ、モデル事業として説明していきますので、よろしくお願いいたします。

最後に、古着の無料回収について、昨年10月より市内4か所の地区リサイクルセンターで古着の回収を開始いたしました。今年の5月には、クリーニング協同組合のご協力のもとにクリーニング店での回収も進めてるところであります。古着につきましては、衣料全般、洗濯済みのものをそのまま半透明の袋に入れていただいて、お持ちしていただければ、無料で回収しております。現在、クリーニング店80か所以上

の拠点がありますので、管理しているマンションなどに周知していただくようよろしくお願いいたします。

③ 小型家電回収（企画課より）

札幌市では平成 25 年 10 月から小型家電無料回収リサイクルを開始いたしました。

小型家電と聞くと、デジカメ、ゲーム機などの小型の電気機器を想像される方が多いと思いますが、家庭にある電気、電池で動く電化製品のうち、処分の際にリサイクル料金がかかりますテレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンを除いた全ての家電が対象となっています。それらのうち、デジカメ、ゲーム機、携帯電話などの小さいものは、スーパー、区役所などに設置しております回収ボックスへ、そして、電子レンジ、扇風機などの大きいものは、国の認定を受けたマテックのじゅんかんコンビニ 24 などの回収拠点へ持ち込んでいただけます。もちろん、事前予約は不要です。

その他、有料となりますが、市内の一部家電量販店の商品配送部の引取り、宅配業者の回収機関によるサービスもございますので、こちらをご利用いただきたいと思います。家電 4 品目を除きます家電製品につきましては、これまでどおり、燃やせないごみ、大型ごみに出すこともできるのですが、例えば、電子レンジ 1 個であれば、大型ごみで 1 個 500 円かかりますし、急な引っ越しなどで収集日まで待てないという場合もあると思います。先ほどの回収拠点には 24 時間いつでも出せるということもありますので、ぜひ、便利な無料回収の方をご利用いただきたいと思います。

最後になりますが、平成 26 年度は、合計で 831 t の家電製品を回収してリサイクルすることができました。これは政令市でトップの回収量でございましたが、まだまだ、多くの家電製品が燃やせないごみ等に出されていて、リサイクルされず、埋立処分されている状況であります。回収ルール、回収場所につきましては、チラシのほか、ホームページやコールセンターでもご案内しております。ぜひ、この取り組みを入居者に方にお知らせいただくようお願いいたします。

6 議 題

（札幌市）

- それでは議題に入ります。前置きをさせていただきますが、平成 21 年 7 月に新ごみルールの実施に当たりまして、町内会の方からいろいろと意見がありまして、共同住宅の排出マナーは大丈夫だろうかという懸念が多くありました。そういった中で、皆様方には、協議会に参加していただいて、会員各社へ市の取り組みについての周知していただきまして、日頃から協力していただいています。

ただ、札幌市では全世帯の 6 割が共同住宅で住んでいるという特徴がありまして、賃貸の小規模アパートには若い方、单身の方、引っ越して来られた方など共同住宅の入居者の方々にごみの排出ルールを周知していくことは、札幌市としても、今後も取り組んで行かなければならないと思っています。

○ まずは、資料1から4までを用いて、これまでの取り組みの経緯、現在の状況などを説明させていただきます。

○ 資料1の「札幌市におけるこれまでの「ごみステーション対策」の取り組み」について御説明いたします。

平成20年4月に「札幌市ごみステーションの設置及び清潔保持等に関する要綱」を制定しております。目的としては、6戸以上の新設共同住宅に専用ごみステーションの設置を義務化しており、さらに、既存の共同住宅に対しても近隣住民とのやりとりによっては、専用ごみステーションの設置について、努力義務を明記しています。

平成20年10月に市内7か所の清掃事務所に「さっぽろごみパト隊」を設置しております。共同住宅専用ステーションを含んだ札幌市内のごみステーションの排出指導体制の強化のため、平成27年時点で118名のごみパト隊がいます。主な業務としては、ごみステーションのパトロール、不適正排出ごみの回収及び開封調査、開封調査により特定された不適正排出者への個別指導、ごみステーションの設置や廃止に係る助言や指導をする、排出状況が改善されないごみステーションへ重点的な指導を行う、後は調査などを進めてごみステーションの立会で排出指導などを行っています。

同じく平成20年10月には「ごみステーションの管理器材購入費助成」制度が開始されました。こちらはごみステーションの管理を支援するためにごみ飛散防止ネット、カラス除けサークルを購入する際に購入費の一部を助成するという制度です。

平成21年2月には、この「札幌市共同住宅ごみ排出マナー改善対策連絡協議会」を設置しました。ご承知のとおり、不動産業界を通じた市の方針の周知をしていくものであります。

平成21年7月からは家庭ごみの有料化を含む「新ごみルール」を開始しています。

「新ごみルール」を挟みまして、平成21年10月には「箱型ごみステーションの敷地内設置費助成」の制度を開始いたしました。これは共同住宅の専用ごみステーションの敷地内設置を促進する目的のため、積地内に箱型ごみステーションを設置する場合、その設置費の一部を助成するというものです。

平成24年2月には「家庭ごみ収集方法等に関するあり方検討委員会」の検討結果が報告されています。この委員会は、現状の家庭ごみ収集方法について検討する委員会ですが、各世帯ごとの収集方法の必要性などを検討する目的で委員会を設置しています。

その検討内容は、戸別収集は費用がかなり掛かるものであることから、戸別収集することは適切ではないと示されました。ただし、その代替処置として、地域の要望に応じて小規模ごみステーション化などの対応、管理会社やオーナーなどを通じた共同住宅居住者へのごみ出しルールの徹底、さらに共同住宅の専用ごみステーション設置の推進を行うことが適切であるといった提起がされました。

これを受けて、平成24年5月から「地域の要望に応じた小規模ごみステーション化」を推進しております。このごみステーションの小規模化とは、ごみステーションが置いてある場所まで遠い、利用者が多くごみステーションに常にごみが溢れているといった

状況を改善するべく、ごみステーションの分散化を行うものです。小規模化の目的は、利用者がお互いに顔が見えるステーションとして排出責任、排出マナーを明確化することです。

平成 26 年 10 月には「札幌市ごみステーションの設置及び管理に関する要綱」の改定を行っています。小規模化ごみステーションに合わせて、1 か所のごみステーションあたりの利用世帯数の基準の緩和を行っています。

○ この要綱の改正内容については、資料 2 をご覧ください。

改正前はごみステーションの設置基準を 20～30 世帯に 1 箇所となっており、清掃事務局長が必要と認める場合はこの限りではないとなっていました。改正後は清掃事務局長が地域の事情等に応じて必要と認める場合は 10～15 世帯に 1 箇所を基準にすることとしました。

さらに 10～15 世帯に 1 箇所でも問題が生じるやむを得ない事情がある場合は利用世帯数を清掃事務局長が個別に判断して決めることも可能ですので、場合によっては 6, 7 世帯でごみステーションを設置することもあり得ます。

ステーションの設置間隔の規定については、改正前は距離 100m につき 3 箇所を基準となっていました。改正後は、ごみステーションの小規模化に伴い、当該規定は削除となりました。

○ 資料 3 のごみステーション数や共同住宅むね数等のご説明をいたします。

ごみステーションの推移ですが、共同住宅の専用ステーション数は平成 21 年の有料化からかなり増加しており、6 年間で 10, 000 か所以上増加しています。一方で道路上等の共用ステーションはほぼ横ばいで平成 21 年と 27 年と比較してみると減少しています。

不適正排出、があるごみステーションの割合ですが、札幌市で調査を行った結果、平成 18 年実施時には戸建住宅エリアで 15. 6%でしたが、共同住宅は 46. 7%で半数ほどのステーションで不適正排出されていました。

平成 26 年には戸建住宅エリアでは 15. 6%から 4. 4%、共同住宅は 46. 7%から 36. 7%と新ごみルール後は不適正排出自体は減少していますが、共同住宅は依然多く、3 割を超えている状況です。

区別の共同住宅棟数及び専用ステーション数については、設置割合は全市 52, 660 棟に対し、21, 507 か所の専用ステーションが設置されており、半数近い割合になっています。共同住宅棟数が一番多い区は東区、続いて白石区、豊平区、中央区となっています。専用ステーション数は中央区が一番多く、設置割合でも 79. 2%と高く、全市的にみると 40. 8%と約 4 割の共同住宅が専用ステーションを設置しています。

しかし、未設置の共同住宅が約 3 万棟があるので今後もごみステーションの専用化が進むと思われます。

○ 資料 4 の共同住宅専用ステーションのこれまでの取組みの効果と課題についてご説

明します。

まず、1の「不適正排出の抑制」についてです。先ほど申し上げたような専用ステーションの設置義務化、小規模化・重点指導の取組により、共用ステーションからの専用ステーションへの分離が進み、共用ステーションの不適正排出が減少しています。

しかし、専用ステーションは入居者の入れ替わりが多く、専用化後も不適正排出が続きやすいため、依然として不適正排出が多い傾向にあります。このため、不適正排出ごみが溜まっている状態で収集を行うのでごみ収集作業の効率が低下すること、溜まった不適正排出ごみをごみパト隊が片づける必要があるためその他の普及業務に支障を生じること、近隣住民とのトラブルやごみステーション放火の危険性があることなどにより、札幌市の作業と管理会社の管理の負担が増大するという課題があります。

次に、2の「管理者意識の醸成」ですが、ごみパト隊による指導・普及啓発やマナー協議会を通じた周知により、オーナー・管理会社の「管理者責任意識」は以前より向上している傾向にあります。結果として、ごみパト隊が共同住宅居住者に対して行う個別指導の際に立会いを行ったり、自主的に専用ステーションを浄化するという形で協力していただけるオーナー・管理会社が増えています。

しかし、今後も専用ステーションが増加する見込みにあることから、さらに管理者責任意識を醸成する必要性があります。

- それでは、市内でも特に共同住宅の多い中央清掃事務所、そして、ごみステーションの小規模化が進んでいる白石清掃事務所の所長から、それぞれ、ただいまの説明への補足をさせていただきます。

(中央清掃事務所)

- ・道外のオーナー、外国人対応については重点的な対応が必要

(白石清掃事務所)

- ・ごみパト隊は、通常業務では町内会と話すことが多いが、共同住宅管理人やオーナーと話すことにより、地道に改善につなげていくほかないと考えています。これまで以上に、管理会社のご協力をお願いしたい。

- また、各会員の皆様から、何か最近の傾向等についてご教示いただけること、またはご質問・ご意見等はございますでしょうか。

【以下、主な意見等】

(常口アトム)

- ・専用ステーション設置については、オーナーに設置を促進していますが、同外に住んでいるオーナーにはなかなか理解されない状況です。
- ・排出マナーについてですが、特に3～4月の入居者の入れ替えの際、排出マナーが毎年悪くなります。当社としても、今年は周知チラシを配布するなどしており、対象改善されたと認識しています。また、不適正排出者には市とは別に当社からも直接注意の文書を渡していますが、なかなか改善されません。3～4月の入れ替え時期に札幌市と協

力して啓発をしていくことが大切と考えており、何らかのルールづくりが必要と思います。
(アパマンショップリーシング)

・外国人留学生について、文化の違いでごみの分別が出来ていない。大学を巻き込んで何らかの対応をすべきと考えます。

(ビッグサービス)

・中央区が特にマナーが悪い。傾向としては、箱型ステーションを設置できている物件は排出マナーも改善されている傾向にはあると思います。また、住居者以外の人が排出していくものの分別マナーも悪く、市と協力して改善を図れないものかと考えています。

(全国賃貸住宅経営者協会連合会)

・市発行の周知文書は、3～4月に学生たちに配布しています。排出マナーの改善は引き続きやっていきたいと考えています。

(全日本不動産協会)

・市外からの転入者の対応に力を入れるべきと考えています。大学などでごみ排出マナーを教えるなどができないものでしょうか。管理会社といろいろな媒体で共同で対策を行っていくべきと思います。

(北海道住宅建物取引業協会)

・うちも同じように考えています。学校や会社など、いろいろなチャンネルから排出マナー改善について発信していくことが大事と考えます。

(北海道マンション管理組合連合会)

・当連合会は分譲マンションを管理しているが、ひとつの屋根の下に、様々な考え方を持った人が住んでいるので、ごみの捨て方も様々です。ただし、賃貸よりもマナーに敏感な人が多いと感じます。

・以前、違反ごみの写真を撮って、マンションの入り口に掲示したところ、違反ごみがなくなったという例もありました。

(マンション管理業協会)

・当協会も分譲マンションを管理する管理組合の協会だが、管理人が常駐していない物件は多少マナーが悪い傾向にあります。また、現場では、高齢者がごみ出しを理解しておらず、その対応に苦慮しています。管理人がなかなか直接指導できないので、パト隊に指導してもらっている状況です。

・また、最近はマンションの中で民泊を行うケースもあるため、外国人対応も非常に苦慮しています。

○ たくさんのご意見をいただきました。これまでの経緯、現在の状況と今後の課題等について、ある程度、認識が共有できたところで、続いて、レジュメにある「共同住宅排出マナー改善の方向性と具体的手法」について協議したいと思います。

(1) 議題 協同住宅専用ごみステーションの排出マナー改善の具体的手法案について

○ 市として、これまでにこの会議で出されていた意見なども踏まえ、今後、こういった

方向で進めることはどうかというイメージをご説明させていただき、実効性が期待できるということであれば、今後、さらに協議していきたいと考えております。

○ それでは、内容について御説明します。資料5をご覧ください。

まず、資料上段の今後の方向性ですが、これは現在も行っていることの再確認です。札幌市が主にごみパト隊の業務として、「排出状況の悪い共同住宅」情報の整理を行い、「重点指導ステーション」等の選定を行った上で、共同住宅の居住者に対して啓発・指導を行います。

札幌市とこのマナー協議会の会員団体との間で状況報告や連携を保ち、会員団体は傘下会員等への市作成文書の配布等を通じて、共同住宅の所有者・管理会社に対して組織力を生かした効果的な啓発を行っていただきます。

また、札幌市のごみパト隊は、共同住宅の所有者・管理会社に啓発・協力依頼を行うとともに連携して共同住宅の居住者への啓発・指導を行っていくという枠組みです。

これにより、共同住宅の所有者・管理会社のごみに関する責任意識の醸成と、共同住宅自体には不適正排出がされにくい環境が作られていく、ということを目指しています。

また、資料下段のマナー改善の具体的手法（案）ですが、これは札幌市で検討している案です。背景として、札幌市のごみパト隊による共同住宅居住者への指導の際には、指導時の立会い、チラシの配布、印刷物の掲示など、共同住宅オーナー・管理会社の協力があると、非常に効率的・効果的であります。

このため、具体的手法として、重点指導プロジェクトというものを実施させていただければと考えております。具体的には、管理会社と札幌市が連携して排出指導に当たるプロジェクトです。まずは、札幌市が排出状況が悪い共同住宅専用ごみステーションをピックアップし、管理会社と協議して重点指導ステーションを決定します。そして、この協議会の会員である管理会社、常口アトム、アパマンショップリーシング、ビッグサービス様は、チラシの配布や、ごみパト隊の開封調査後の個別指導の際の立会いなどの形でごみパト隊と連携して指導に当たっていただきます。その成功例を広く周知・PRするために、協議会会員である不動産関連団体様は、傘下会員に市作成文書の配布等の形でマナー改善の普及・周知にご協力いただきたいというものです。

この活動により、マナー改善の指導に協力していただける管理会社やオーナーの増加に至ればと考えており、管理会社の管理負担の軽減と、札幌市の作業負担の軽減につながることを目標としております。このほか、ごみ排出マナー改善協力管理会社登録制度なども検討しておりますが、これについては後ほどご説明いたします。

ここで、いったん、このプロジェクトについてのご意見をいただけますでしょうか。
(常口アトム、アパマンショップリーシング、ビッグサービス)

- ・プロジェクトについては、可能な限り協力させていただく。
- ・ただ、冬期間から5月くらいにかけて、管理会社は繁忙期なので、プロジェクトの開始期間は6月以降でなければ対応が難しいと考える。

(札幌市)

- それでは、重点指導プロジェクトについては、ご賛同をいただいたということで、常口アトム、アパマンショップリーシング、ビッグサービス様と連携して実施させていただきたいと思います。時期としては平成 28 年度で、管理会社様の繁忙期が終わった時期から、物件の選定の協議を始めたいと思いますが、詳しくは、札幌市、常口アトム、アパマンショップリーシング、ビッグサービス様でこの協議会の専門部会を来年度に開催し、詳細を検討していくことでよろしいでしょうか。

(意義がない旨の発言)

(2) 共同住宅ごみ排出マナー改善協力管理会社等登録制度について

(札幌市)

- 次に、「共同住宅ごみ排出マナー改善協力管理会社等登録制度」の案についてご説明いたします。

前回までの会議で、排出状況改善に努めている管理会社の励みとするために、排出マナーの良い共同住宅に、優良認定のステッカーを渡したり、第三者からの表彰を行ったりするというアイデアが出されました。

これを受けまして、本市では、既に優良共同住宅への認定制度を行っている恵庭市と八王子市に制度の概要を確認しました。

しかし、優良認定は、共同住宅の認定に基づいて行う必要があります、申請があった物件には市の職員が状況を確認する必要があること、排出マナーが悪くなったら認定を取り消すため、定期的に状況確認、再認定を行う必要性から、共同住宅数が多い札幌市では市側の人件費が膨大となり、認定制度については現実的ではないという判断に至りました。

また、第三者からの表彰となると、表彰主体の設定が難しいことから、これも困難と判断しております。

その代替として、今回検討したのが「共同住宅ごみ排出マナー改善協力管理会社等登録制度」ですが、案の概要について、資料 6 に基づいて説明いたします。

- 内容としては、申請に基づく認定や、推薦に基づく表彰ではなく、賃貸共同住宅においてごみ排出マナーの維持・改善に向けての取り組みを行う管理会社に自発的に宣言していただき、その管理会社を登録し、札幌市が市ホームページ等を利用して登録業者を積極的に周知するというものです。

登録業者のメリットは、マナーの維持・改善による管理会社としての管理負担の軽減のほか、企業イメージの向上が挙げられます。

登録条件は、札幌市と連携または単独により、チラシの配布、印刷物の掲示などによる居住者への周知、居住者への個別指導、専用ごみステーションの片付けや清掃その他の取組を行うことを宣言していただくもので、あくまでも自主的な宣言であるため、活動は強制しないというものです。

登録管理会社へは、ポスターやステッカーの配布を検討しています。

○ 以上の本市の案について、ご意見をいただけますでしょうか。

【以下、主な意見等】

- ・入居者は管理会社より物件を気にするので、管理会社の登録制度の実効性には疑問がある。また、企業イメージというのであれば、管理会社ごとではなく、物件ごとに何らかのインセンティブを与えるべきと思う。
- ・管理会社に市が優劣を付ける印象を受けるため、あまり望ましくはない。
- ・ごみに限定したものではないが、国交省でも優良管理会社の認定制度があるが、うまく機能していないので、同じ結果になると思われる。
- ・このような登録制度は実効性が薄いため、ゆるキャラのようなものを作り、管理会社と連携してキャンペーンを行うなどの活動もアイデアとしてはあると思う。

(札幌市)

物件ごとに認定や登録をするのは、先ほどお伝えしたマンパワーの面で費用がかかり、非常に困難です。いったん、この案については実現は見合わせ、今後、より実効性のあ
る仕組みについて継続して検討していきたいと思います。

7 その他

(消防局予防課)

- ごみステーションの火災が複数発生しており、全て深夜の放火が原因です。不適正排出ごみに放火されることが原因となっているため、消防局としても、排出マナーの改善について、情報提供をしながら連携していきたいと考えています。

7 連絡事項

(札幌市)

- それでは、本日の会議は以上とさせていただきます。次回の会議は未定ですが、重点指導プロジェクトについては、平成 28 年度中に専門部会を開催させていただきます。よろしく願いいたします。長時間にわたりご議論いただきありがとうございました。引き続きのご協力をお願いいたします。